



いつも新しい流れがある 市川

令和 8 年 2 月 6 日

報道関係者 各位

市川市 選挙管理委員会事務局長 荒井 義光

第51回衆議院議員総選挙における比例代表選出議員選挙投票用紙の 二重交付について

第51回衆議院議員総選挙において、比例代表選出議員選挙の投票用紙を二重交付する事案が発生しましたので、下記の通りご報告いたします。

記

1. 日時

令和 8 年 2 月 6 日(金) 午前 11 時 15 分頃

2. 場所

ダイエー市川店期日前投票所

3. 経緯

期日前投票所において小選挙区選出議員選挙の投票を済ませた後、比例代表選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の投票用紙の交付を受けた選挙人より、比例代表の投票用紙の交付を受けていない旨の主張があった。

その際、当該選挙人は国民審査の投票用紙のみを所持しており、投票立会人に對して、比例代表の投票用紙は「もらっていない」と主張した。

比例代表と国民審査の投票用紙を交付した際に、選挙人から宣誓書(投票所入場整理券)を回収することから、当該投票立会人と投票用紙交付の担当者が、当該選挙人から回収した宣誓書を確認したところ、投票用紙を交付した際にチェックする欄に記載があったことから投票用紙交付済みである旨を説明したが、当該選挙人から比例代表の投票用紙の交付を受けていない旨の主張が再度あったため、再度、比例代表の投票用紙を交付した。

4. 再発防止

投票事務に從事する担当者に対して、選挙事務の重要性を改めて認識し、疑義が生じた場合は必ず投票管理者に報告し判断を仰ぐなど、適切な事務の執行に努めるよう、改めて指導を行った。

以上

(問い合わせ) 選挙管理委員会事務局次長 三浦 将之 TEL 047-321-6158